

諸例撰要
諸家秘聞集

問答集
3

石井良助
服藤弘司
編

D931. 39

130610



日文 701701379

石井良助
服藤弘司 編

本卷擔當 工藤祐董

諸例撰
諸家秘聞集
要

問答集 3

刊行 創文社

日本財団支援

笹川良一記念文庫

財団法人日本科学協会

石井 良助 (いしい・りょうすけ)

明治40年生まれ。東京大学法学部卒業。法学博士。東京大学名誉教授。平成5年1月歿。

服藤 弘司 (はらふじ・ひろし)

大正10年生まれ。九州大学法学部卒業。東北大学名誉教授。

工藤 祐董 (くどう・すけただ)

大正12年生まれ。東北大学法学部卒業。八戸工業高等専門学校名誉教授。前光星学院八戸短期大学副学長。

著書『八戸藩法制史料』(創文社)。主要論文「八戸藩法制の變遷」『高柳眞三先生頌壽記念 幕藩國家の法と支配』(有斐閣)。「八戸藩武士家族法」『弘前大学國史研究』66號。「八戸藩政運営の實態」『八戸短期大学研究紀要』12卷, 13卷, 15卷, 16卷, その他。

[問答集3 諸例撰要・諸家秘聞集]

編者との申し合せにより検印省略

藤原印刷・鉛木製本

一九九九年二月二〇日 一九九九年二月二五日 第一刷印刷 第一刷發行		編者	石井 良助 服藤 弘司 藤井 祐董
本巻擔當	工藤 祐董	發行者	久保井 浩俊
印刷者	藤原 豊	發行所	株式會社 創文社
振替	〇〇二二〇〇九二四七二	電話	一〇三二二六三二一〇一
電	一〇三二二六三二一〇一	東京都千代田区麴町二	六二七

ISBN4-423-78003-8

Printed in Japan

序 言

一 江戸時代、大名、旗本をはじめ幕府の老中以下諸奉行、頭、支配などが、施政上のことにつき疑義が生じた場合、それぞれ當該事項を管掌する幕府の老中、寺社、町、勘定の三奉行および道中奉行、大目付、目付、林大學頭、あるいはその屬吏に對し問合せ（伺）を行い、問合せをうけた幕府諸役人はこれに挨拶を行った。この遣り取りを、當時問答、問合せなどと稱し、この際問合せ人より發せられた問合（せ）書、伺書、および挨拶人より發せられた付札、下ケ札、手紙などの關係諸文書を綴輯したものを、問答集、問答書、問合書、問合挨拶留などと呼んだ。

各地の圖書館、史料館などに所藏される龐大な數に上る問答集を繙く限り、殘存する問答集の主流を占めるものは、大名、旗本より、幕府三奉行および道中奉行、大小目付などに發せられた問答、ないしは、これに幕府の頭、支配などより發せられた問合せを混入したものと解して差支えない。本『問答集』では、これら殘存する夥しい數の問答集のうち、とくに重要と思われるものを精選し翻刻する。

一 問答なる政務方式の濫觴は、おそらく、大名が幕府より遵守を強要された天下一統の御法度の疑義につき、幕府に伺い出たことであろう。近世前期にはそれほど活潑でなかった問答方式は、近世中期以降鰻登りにその數を増したが、それにはそれ相應の理由があった。

第一には、近世初期には藩政の規範となった藩独自の法制が、四代家綱中期ころよりの藩政の衰退、とくに藩財政の逼迫により動搖をきたし、これに代り、三代家光以降急速に整備、強化され、とくに法律將軍の異名をもつ八代吉宗により、相次ぎ法律書として編纂された幕府法が見直され、近世中期以降、この幕府法の模倣、導入という機運が

高まつたこと、いわゆる、藩法の幕府法化という現象が顯著となったことを挙げねばならない。

しかし、なおかかる事由以外に見落せないのは、家光治世末までに各大名家で設置され、以後類役が同席組合をはじめ各種の組合を結成し、活潑な活動を行った大名留守居の存在である。藩主の名代として、幕府との連絡、交渉を主任務とした大名留守居は、職務上、本來的に幕府重視の體質を具えていたが、藩法の幕府法化の時流をうけ、幕政への依存の度合いを一層強めた。大名留守居は、幕政との関連で藩政に疑問が生じた場合は勿論、大名に認められた自分仕置權の範圍内で十分處理し得る諸事項についてまで、幕府諸役所へ伺を立てた。なお、同格他家大名に引けをとらないよう、『他之並』を見合すという大名間の根強い競争意識も、大名留守居をして必要以上に問答を行わしめた要因となった。

一 幕府法と藩法との重疊的、二元的支配という複雑な法構造を基本とした近世幕藩體制國家では、大名の領分支配につき緻密、説得力のある議論を展開するためには、問答集の解明が必須の條件とされる。大名は、一方において、自藩の施政が幕府法に悖り、幕府の忌諱に觸れることがないかを確かめるため、他方では、積極的に、藩政立直しのために如何なる新政の導入が可能であるかを探るため、問答なる施政方式を存分に活用した。藩の安泰を圖るため、さらには藩の發展を意圖するため、諸大名がどのような苦心を拂ったかを、われわれは問答集を通じ如實に看取し得る。

もっとも、われわれが問答集の刊行に強い意欲を燃やすのは、これが藩政史研究にとり、掛け替えのない貴重な史料集ということのみではない。むしろそれ以上に重視せねばならないのは、問答集が幕府法の研究のうえで輕視できない役割を擔っていたことである。

問答なる政務方式の起原が、大名が幕府に對し天下一統の御法度の疑義を糺すことにあったと思われる以上、問答

が、幕府法の不備を補足し、またその不分明な點を明確にする機能を發揮したことは改めて指摘するまでもない。ところが、問答は、時としてさらに一步を進め、法の創造、つまり新法の定立という機能を果す場合が存した。既存の幕府法令集に、若干ながら成文法に混じ問答が收録されるが、これは問答に對し、成文法と同等の効力が認められていた證左である。立法技術が未熟であつた近世社會では、成文法に屬するものとして、幕府爲政者が正規の手續により發した觸書、達書以外に、なお幕府と藩との間で取り替わされた問答なる施政方式により生まれた、問答法とも稱すべき一類型が存在した。

一 われわれは、これまでに、近世法研究の基礎を確立するうえで、重要な法源を翻刻し、研究者が利用し易い状態におくことこそが最緊急課題との觀點から、遅々としてではあるが、幕府編纂の『御觸書集成』（全五卷）、これに續く『幕末御觸書集成』（全七卷）など幕府の基本法令集をはじめ、『徳川禁令考』（全一卷）、『御仕置例類集』（全一六卷）、『近世法制史料叢書』（三卷）、『藩法集』（全一五卷）など、成文法、判例法に關する主要法令集の編纂、校訂の仕事を進めてきた。問答集の刊行は、いわば、われわれに残された最後の課題ともいふべきものである。

一 『問答集 3』には、『諸例撰要』と『諸家秘聞集』の二種の問答集を收録した。『問答集 3』の編集を擔當したのは、前光星學院八戸短期大學副學長・工藤祐重氏であり、内容については同氏の「解題」に詳細に論ぜられている。

一 本書の刊行にあたっては、『諸例撰要』所藏の東京大學法學部法制史資料室と筑波大學付属圖書館、『諸家秘聞集』所藏の國立公文書館内閣文庫と市立米澤圖書館の諸機關各位に多大の協力を賜った。記して厚くお禮を申し上げる。

なお、創文社編集部諸氏にも一言謝意を述べておく。

— 本書の出版にあたっては、平成十年度・文部省科学研究費「研究成果公開促進費」の交付を受けた。

平成十一年二月

石井良助
服藤弘司

本巻擔當

工藤祐董

凡 例

A 表記方法

漢字は原則として正字を用いた。

變體假名は原則として現行の字體に改めた。ただし、當時常用された江（え）、而（て）、而已（のみ）、與（と）、者（は）などはそのままとした。なお、合字の^ろも「より」に改めた。

踊り字は、漢字は「々」、假名は「ゝ」（平假名）、「ゝ」（片假名）、「ゝゝ」とした。

充字も原文のままとしたが、とくに讀みづらいものは、左傍にその字句を示す・を付し、右傍に正字を（ ）と註記した。

明らかに誤りと思われる箇所（千支の誤り、同一文字が續けて二度書かれているものなど）は訂正し、誤りかと思われるものや疑わしいものは、原文のまま書き、左傍に・を付しその字句を示すとともに、右傍に（ママ）、（脱力）、（衍力）、あるいは（カ）などと註記した。また註など翻刻者が付した原文にない字句は丸括弧で囲んだ。

闕字は一字あけ、平出は二字あけとした。

字句が欠落し脱字と思われる箇所は、相當字數を□で示し、右傍に（脱字）と註記した。

蟲喰の箇所は相當字數を□で示し、右傍に（ムシ）と註記した。

朱書の部分は「」で囲んだ。

適當に讀點を打ち、また、地名、人名、職名などが二箇以上續いている場合にも句點を施した。

なるべく原典の體裁を保ったが、問合書（伺）と挨拶（下ケ札、付札）の區別を明確にするため、他の問答集で廣く採用される、挨拶の部分の上に「」を付すという方式を採用した。なお、檢索の便を圖るため、目錄、本文ともに、原典の各史料ごとに記された一つ書の一を削除し、これに代え、全巻を通じ一連番號を付した。

B 校訂方法

- 一 解題で指摘する如く、甲本を底本に据え、乙本を對校本にして校訂した。
- 一 本書に収録された重要な幕府の觸書、達書、その他の法令については、『御觸書集成』（寛保、寶曆、天明、天保、幕末）、『牧民金鑑』との對校を行った。その場合、『御觸書集成』には「觸」、『牧民金鑑』には「牧」の略號を用いた。
- 一 本書に収録された問答には若干の重複がみられる。重複については、初出、後出に拘わらず、善文と思われるものを採録した。もっとも、削除したものも、目録と本文のうち見出し（表題、年月日）だけは保存し、目録については、順序通り全文を掲げ、本文見出しについては、つぎに掲げる例のごとく、表題の下に採録した問答の一連番號を括弧内に記した。

例 四四五 文政九戌年二月二日 (四三一)

大目付江差出、同十三日御附札

四四五號は重複のため削除した史料であり、これと同史料は四三一號という意味である。なお重複史料により對校を行った場合「重」の略號を用いた。

- 一 對校本ないしは對校の史料と異なる字句の場合は、その箇所左傍に・を付すとともに、右傍に對校本ないしは對校の史料の略號とその字句を註記した。

例 吉田家役人諸國相廻^{乙〔節〕}候處

- 一 底本に欠ける字句を、對校本ないしは對校史料により補足する場合は、本文中に「」で括ってその字句を挿入し、右肩に對校本ないしは對校史料の略號を註記した。

例 離末、〔加末〕^重共御届不申上候旨申聞候

ただし、底本に欠落していても、敢えて挿入の必要なしと思われる字句については、その箇所の左傍に・を打ち、右傍に對校本ないしは對校史料の略號とその字句を註記した。

例 此段聞合申上候^{乙〔御〕}

一 對校本ないしは對校史料にない字句は、その字句の左傍に・を付し、右傍に對校本ないしは對校史料の略號を註記した。
例 御帳_乙・消被下候様致度

目 次

序 言	i
凡 例	v
解 題	三
壹 『諸例撰要』解題	五
一 底本と校訂本	七
二 内 容	二
三 本書の特色その他	三
四 問答の區分と配列	一五
五 成立年代	一六
六 若干の所見	三
貳 『諸家秘聞集』解題	三
一 底本と校訂本	三
二 内 容	六
三 問答の區分と配列	七
四 成立年代	三

五 若干の所見 二七

諸例撰要目録 三

諸例撰要 五

卷之壹（一一五—） 五

卷之貳（五二—一一四） 八

卷之三（一一五—一七〇） 一〇

卷之四（一二一—一二六） 一三

卷之五（一二七—二六六） 一五

卷之六（二六七—三三二） 一八

卷之七（三三三—三九三） 二〇

卷之八（三九四—四三三） 二五

卷之九（四三四—四四九） 二七

卷之拾（四五〇—四七九） 二五

諸家秘聞集目録 二五

諸家秘聞集 三〇

卷之壹（一一一—一六） 三一

卷之貳（一七一—五三） 三七

卷之三（五四—八一）	三六
卷之四（八二—一一八）	三九
卷之五（一一九—一五八）	四三
卷之六（一五九—二一四）	四五
卷之七（二一五—二五二）	四九
卷之八（二五三—二九八）	五九
卷之九（二九九—三五二）	五三
卷之拾（三五三—四一五）	五八
卷之拾壹（四一六—四四〇）	六三
卷之拾貳（四四一—四七六）	六四

諸家秘聞集
諸例撰要

問答集
3

解

題

